事　務　連　絡
平成25年11月 1日

各都道府県建築士会　事務局長　様

公益社団法人日本建築士会連合会
事務局

消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する周知について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、本会の各種事業推進につき、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、今般、内閣官房を通じ国土交通省住宅局建築指導課より、標記の件についての建築士会傘下の会員への周知依頼が、別紙の通り本会に参りました。
つきましては、消費税引き上げに伴う消費税の転嫁拒否等に係る措置につきましてご理解を賜り、貴会傘下会員へのご周知方、なにとぞご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。